

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 27日

住 所 吹田市千里万博公園1番8号
事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役 佐藤 広章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

特になし

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
3000系	2023(令和5)年～2025(令和7)年度で計3編成導入予定 2024(令和6)年度：2本(56,57編成) 2025(令和7)年度：1本(58編成)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備・機器等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置は、検査時に動作確認を実施。 また、機器が故障した場合は、運用終了後すみやかに予備品と交換を実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応を実施	介助が必要なお客さまへの声掛けを実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅および車両のモニターによる情報提供 ・ 駅構内放送および車内放送による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニターによる声掛けサポートの実施についての案内等を掲出 ・ 放送による声掛けサポートの実施についての案内等を実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（乗降補助訓練等）を都度実施。 2024年度末までに、サービス介助士資格を全係員取得予定

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	④と同じ

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

V 計画書の公表方法

HPにて公表

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。